

あなたの保護帽は大丈夫ですか！！**保護帽使用上の留意事項****保護帽の種類！**

使用区分(種類)	機 能	構 造
飛来・落下物用	飛来物又は落下物による危険を防止又は軽減する	帽体・着装体・あご紐をもつもの
飛来物・落下物 用・墜落時用	飛来物又は落下物による危険及び墜落による危険を防止又は軽減する	帽体・着装体・衝撃吸収ライナー・あご紐をもつもの
飛来物・落下物 用・電気用	飛来物又は落下物による危険を防止又は軽減し、 頭部感電による危険を防止する	帽体・着装体・あご紐をもち、帽体が充電部に 触れた場合に感電から頭部を保護できるもの
飛来物・落下物 用・墜落時用・ 電気用	飛来物又は落下物による危険及び墜落による危険 を防止又は軽減し、頭部感電による危険を防止す る	帽体・着装体・衝撃吸収ライナー・あご紐をもち、 帽体が充電部に触れた場合に感電から頭部 を保護できるもの

- ・検定合格した正しい製品を使用する！
保護帽は厚生労働省の規格に適合したものを使用してください。
この規格に検定合格したものには【労・検】のラベルが必ず貼ってありますので、これを確認し、作業に合ったものを使用してください。
- ・保護帽は消耗品！定期的に交換する！
保護帽の殆どがプラスチック製で、紫外線にさらされることにより劣化が進みます。
このため、一定期間使用したものは、外観に異常が認められなくても交換をする必要があります。
具体的には、
・ポリカーボネイト(PC)、ABSなどの熱可塑性樹脂製の保護帽は3年程度
・FRPなどの熱硬化樹脂製のものは、5年程度
また、保護帽の中に取り付けられている装着体は、1年程度が耐用年数の目安とされています。
- ・点検・確認！
ベテランの作業員ほど、使い込んだヘルメットを被っている傾向があります。長く使うほど性能は低下します。点検で異常があるものは即時交換が必要です。

労働相談 Q and A**派遣労働者の時間外労働**

- Q** 当社では、派遣労働者をこの4月から受け入れています。
派遣労働者についても、時間外労働をしてもらうことがあるのですが、派遣労働者に係る時間外労働・休日労働に関する労使協定（以下36協定とする）は、当社で結ぶのでしょうか。それとも、派遣元である派遣会社で36協定を結ぶのでしょうか。
また、派遣労働者に時間外労働を行なわせる場合、気をつけなければならない点がありましたら、教えてください。

- A** 派遣労働者についての36協定については、派遣元で締結することとされています。
したがって、派遣労働者に行なわせることが出来る時間外労働は派遣元である派遣会社で締結された36協定の範囲内となります。

以下、労働基準法等で使用者に課せられている義務が、派遣元にあるのか、派遣先にあるのか、考えてみましょう。労働基準法等の労働者保護法規については、労働者と労働契約関係にある事業主（使用者）に原則的に措置義務を課しています。

派遣労働者についても、この原則は当てはまりますので、その者と労働契約を締結している派遣会社が責任を負うことが基本となります。しかし、派遣労働者に関しては、直接の労働契約関係にない派遣先の事業主の指揮命令の下、派遣先の設備、機械等を利用して就業しているため、派遣会社の事業主に責任を負わせることの困難な事項もあります。そのため、派遣先の事業主に責任を負わせることが適当な事項については、労働者派遣法の中で派遣先の事業主にその責任を負わせる旨、特例を設けています。

その特例によりすると、法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて労働させてはならない責任、あるいは36協定で定めた時間外労働の限度を超えて労働させてはならない責任は派遣先にあると定められています。

一方、労働基準法第36条において定められた36協定の締結については、派遣会社で締結することが定められています。

したがって、派遣労働者に時間外労働を行わせる場合は、派遣会社にその派遣労働者に係る36協定の内容を確認し、その範囲内で時間外労働を行わせることとなります。派遣会社で36協定を締結していない場合は、当然、時間外労働を行わせることはできません。

なお、派遣会社で「特別条項付の協定」を締結していた場合、一定の手続を踏めば、限度時間を超え、特別条項で定めた範囲まで時間外労働を行わせることができますが、限度基準を超える場合の手続についても、あくまで、派遣会社において行う必要がありますので、派遣会社に手続をしてもらう必要があることに留意してください。